

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成24年4月24日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第18号

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(入札及び契約の手続) 第104条 (略) 2 (略) (1)・(2) (略) (3) 委託契約（測量・コンサルタント等に 係る委託契約を除く。）のうち設計 金額又は積算金額が1件100万円を超 えるもので <u>電子入札によるもの</u> (4) (略) 3・4 (略)	(入札及び契約の手続) 第104条 (略) 2 (略) (1)・(2) (略) (3) 委託契約（測量・コンサルタント等 に係る委託契約を除く。）のうち設計 金額又は積算金額が1件100万円を超 えるもの (4) (略) 3・4 (略)

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。